

リフレッシュルームの利用方法

(平成31年3月26日 学長裁定)

改正 令和2年10月1日施行

I 火災が発生する恐れがある行為の禁止

- ・カセットコンロなどの直火・ガスを使用する器具やホットプレート、IH調理器、電子レンジなどの器具は使用できません。
- ・調理は禁止です。

II 安全の確保、清潔さの維持

- ・不特定多数の者が入室でき、異物混入の恐れもあるため、飲食物をリフレッシュルーム内で保存・保管しないでください。
- ・衛生環境を維持するため、飲食物を放置しないでください。
- ・大学構内のゴミの回収は毎日されず、不衛生な環境の原因となるため、飲食をした場合、食べ残しなどの生ゴミは、本学構内のゴミ捨てスペースへ捨てないで、各自が持ち帰る等、責任を持って処分してください。なお、やむを得ず構内のゴミ捨てスペースに捨てるときは、悪臭及び害虫の発生を防ぐために食べ残しなどの生ゴミをビニール袋に入れて袋の口を縛った上で捨ててください。
- ・ゴミは、可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ、プラスチックゴミに分別した上で捨ててください。

III 原状の回復

- ・私物は、放置せず、所有者自身のスペース等で保管してください。
- ・大学（学系を含む）が設置した電気ポット（*）、コーヒーカップ等の食器、食器用スポンジ、洗剤を除く一切のものをリフレッシュルームに常設、放置しないでください。
- ・共用スペースのため、利用者は、使用後の整理整頓及び清潔な環境を維持するように努めてください。

*大学（学系を含む）が設置したものか判断できないときは、私物とみなします。大学（学系を含む）が設置したものには、大学（学系を含む）が設置したことが分かるようにラベルシールを添付してください。

IV その他

- ・私物を放置するなど、利用方法が遵守されていない、又は状況が改善されない場合は、使用の禁止等、利用方法を見直します。
- ・各学系の実情に応じて、各学系が本利用方法よりも厳しい基準を設けることは可とします。
- ・置いてある私物については、所有権を放棄したものと看做し、腐敗するものは即時、その他は一時保管後に処分します。
- ・知識科学系研究棟において、リフレッシュルームに隣接した湯沸室の使用は、本利用方法によるものとする。
- ・宿泊禁止です。

湯沸室の利用方法

(平成31年3月26日 学長裁定)

改正 令和2年10月1日施行

- ・カセットコンロなどの直火・ガスを使用する器具やホットプレート、IH調理器、電子レンジなどの器具は使用できません。
- ・調理・飲食は禁止です（カップラーメンにお湯を注ぐ程度のものは可）。
- ・大学（学系を含む）が設置した電気ポット（*）、コーヒーカップ等の食器、食器用スポンジ、洗剤を除く一切のものを湯沸室に常設、放置しないでください。
- ・共用スペースのため、利用者は、使用後の整理整頓及び清潔な環境を維持するように努めてください。
- ・私物を放置するなど、利用方法が遵守されていない、又は状況が改善されない場合は、使用の禁止等、利用方法を見直します。
- ・置いてある私物については、所有権を放棄したものと看做し、腐敗するものは即時、その他は一時保管後に処分します。
- ・知識科学系研究棟において、リフレッシュルームに隣接した湯沸室の使用は、リフレッシュルームの利用方法によるものとする。

*大学（学系を含む）が設置したものか判明できないときは、私物とみなします。大学（学系を含む）が設置したものには、大学（学系を含む）が設置したことが分かるようにラベルシールを添付してください。